

役員及び評議員、選任・解任委員の報酬等に関する
規程

令和 7 年 4 月 1 日改正

社会福祉法人 慶生会

社会福祉法人 慶生会

役員及び評議員、選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慶生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員、選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (6) 交通費の実費が、費用の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬（賞与）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 選任・解任委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員（外部理事・監事）に対する報酬及び費用の額は別表第3（1）（2）に定める額とする。

3 評議員に対する報酬及び費用の額は別表第4に定める額とする。

4 選任・解任委員に対する報酬及び費用の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬毎月15日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第10条の規定に準じて支給)

(2) 賞与毎年7月及び12月

2 非常勤の役員及び評議員、選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席及び評議員を選任など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(期中役員報酬減額)

第9条 期中に法人経営の事情から役員給与を減額する事由(やむを得ない事情)があった際にはこれに従い、役員報酬を理事会決議によって決定した報酬・期間減額する。尚、本項目に関しては代表理事、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員、会計参与及び監査役並びに監事に適用するものとする。

2 前項に該当するやむを得ない事情とは以下のものとする。

- ① 地位の変更（常勤から非常勤の変更など）、役位（代表理事、専務理事、常務理事など）の変更による減額
- ② 法人や役員等が不祥事等を起こしたことによる一定期間の減額
- ③ 入院加療等により職務執行が不能になったことによる入院加療中の減額
- ④ 大幅な報酬改定での収益の減額や自然災害などによって事業規模を縮小するための経営改善計画に基づく減額
- ⑤ 経営状況の著しい悪化から経営改善計画に基づきリストラせざるを得ないような状況における減額

（公表）

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より実施する。

この規程は、平成30年3月31日付 改正

この規程は、平成30年6月23日付 改正

この規程は、平成30年9月 8日付 改正

この規程は、令和元年 6月15日付 改正

この規程は、令和5年 3月26日付 改正

この規定は、令和6年 5月31日付 改正

この規定は、令和7年 4月 1日付 改正

別表第 1 - 1 （常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
業務執行理事 (職員理事)	月額 50,000 円
理事 (職員理事)	月額 30,000 円

別表第 1-2

理事長基本報酬(第 3 条関係)

号給	金額	号給	金額
1	150000	41	350000
2	155000	42	355000
3	160000	43	360000
4	165000	44	365000
5	170000	45	370000
6	175000	46	375000
7	180000	47	380000
8	185000	48	385000
9	190000	49	390000
10	195000	50	395000
11	200000	51	400000
12	205000	52	405000
13	210000	53	410000
14	215000	54	415000
15	220000	55	420000
16	225000	56	425000
17	230000	57	430000
18	235000	58	435000
19	240000	59	440000

20	245000	60	445000
21	250000	61	450000
22	255000	62	455000
23	260000	63	460000
24	265000	64	465000
25	270000	65	470000
26	275000	66	475000
27	280000	67	480000
28	285000	68	485000
29	290000	69	490000
30	295000	70	495000
31	300000	71	500000
32	305000	72	505000
33	310000	73	510000
34	315000	74	515000
35	320000	75	520000
36	325000	76	525000
37	330000	77	530000
38	335000	78	535000
39	340000	79	540000
40	345000	80	545000

別表 1－3 法人全体管理事業数(拠点区分)手当

拠点区分	金額
1 拠点区分につき	10,000 円

別記 1

役員等の報酬の支給基準 理事長の報酬は、役員手当として支給するものとし、

① -(1)民間事業者の役員の報酬、

① -(2)鹿児島県知事の報酬、②法人の経理の状況等③職員の給与等を基準として記載のとおり、算定するものとする。

① -(1)民間事業者の役員の報酬平均

企業規模（資本金） 役員平均年収

資本金 2000 万円未満 583 万円

資本金 2000 万円以上 5000 万円未満 833 万円

資本金 5000 万円 1 億円未満 1086 万円

資本金 1 億円以上 1279 万円

資本金 10 億円以上 1599 万円

全体 613 万円 出所：国税庁「民間給与実態調査」2021 年度データ

企業規模（従業員数）

従業員 500 人以上 1000 人未満 全体 4,225 万円 社長

出所：政府統計調査：令和 5 年民間企業における役員報酬（給与）調査

① -(2)鹿児島県知事の報酬 南日本新聞 条例他

2024 年度 鹿児島県知事報酬額 19,204,258 円

2024 年度 鹿児島市長報酬額 16,128,000 円

② 法人の経理の状況等 令和 6 年 3 月度決算における事業活動計算書の経常増減差額及び経常増減差率 決算年度 令和 6 年 3 月期

経常増減差額 262,413,914 経常増減差率 12.23%

③ 法人にて使用中の給与規定別表 1 職員給料表 10 級が 532000 円～572,900 円より理事長基本報酬は上記 10 級内

別表第 2（常勤の理事の賞与）

7 月の賞与	報酬月額 2 か月分
1 2 月の賞与	報酬月額 2 か月分

別表第 3（非常勤の役員の報酬）

（1）監事

出 席	日 額	費 用
行政監査立会（4 時間未満の場合）	10,000 円	1,000 円
状況による評議員会、理事会出席等・理事の職務執行の監査 社会福祉充実残額の意見・行政監査立会（4 時間を超える場合）	20,000 円	1,000 円
半日以上拘束される場合で決算や計算書類等の確認や状況調査	30,000 円	1,000 円

（2）外部理事

出 席	日 額	費 用
行政監査立会（4 時間未満の場合）	10,000 円	1,000 円
状況による評議員会、理事会出席等・理事の職務執行の監査 社会福祉充実残額の意見・行政監査立会（4 時間を超える場合）	20,000 円	1,000 円

半日以上拘束される場合で決算や計算書類等の確認や状況調査	30,000 円	1,000 円
------------------------------	----------	---------

別表第 4（評議員の報酬）

出 席	日 額	費 用
評議員会への出席	20,000 円	1,000 円

別表第 5（選任・解任委員の報酬）

出 席	日 額	費 用
評議員選任・解任委員会の出席（外部 監事）	15,000 円	1,000 円
評議員選任・解任委員会の出席（職員）	5,000 円	

理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準（報酬規程）について

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」から抜粋。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。
- ・なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第 45 条の 35 第 2 項）、公表しなければならない（法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。
- ・具体的には、以下①から④のとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項である（施行規則第 2 条の 42）。
- ・なお、無報酬とする場合には、その旨役員等報酬基準に定めることとなる。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・常勤・非常勤別に報酬を定めること。

【補足】例えば、常勤理事への月額報酬、非常勤理事への理事会等出席の都度支払う日当等（日当が交通費実費額を超える場合は報酬等に該当）

② 報酬等の金額の算定方法

- 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額

については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。

- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- ・支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らか場合は、「現金」等の記載は特段なくても差し支えない。

(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

- ・理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表すること。

11 月留意事項 Q&A

問 45 交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。

(答)

- 1 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称（「車代」等）にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。

問 46 報酬等の支給基準を定めることとされているが、これは、非常勤理事や評議員に対して報酬を支給しなければならないということを意味するのか。

(答)

- 1 社会福祉法人の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与や社会福祉法人の経理状況等に照らし、不当に高額な場合には、法人の公益性・非営利性の観点から適当ではない。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めることとしている（法第 45 条の 35 第 1 項）。

- 2 報酬等の支給基準の策定は、報酬等の支給を義務付ける趣旨ではなく、無報酬でも問題ない。その場合は、報酬等の支給基準において無報酬である旨を定めることになる。
- 3 なお、定款で無報酬と定めた場合、又は、常勤役員等に対して「支給することができる」と規定しつつ、当面の間は役員報酬を支給する予定がない場合においても、支給基準は策定し、無報酬である旨を定める必要がある。

問 47 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額については、職員としての給与も含めて公表することとしているが、職員給与を受けている理事が1名しかいない場合、当該理事の職員給与額が実質的に特定されることがあるが、このような場合であっても、公表する必要があるのか。

(答)

- 1 社会福祉法人の財務規律の確立、事業運営の透明性の確保の観点から、役員報酬等の総額を公表することは重要である。
- 2 他方、個人情報の保護の観点から、職員給与を受けている理事が1名の場合であって、個人の職員給与が特定されてしまう場合には、職員給与の支給を受けている理事がいる旨明記した上で、職員給与の支給を当該理事の職員給与額を含めずに役員報酬等の総額を公表することとして差し支えない。

定款変更 Q&A

問 18 定款において定めが必要である評議員の報酬等の額については、一人あたりの報酬等の額を定めてもよいのか。(定款例第八条関係)

(答)

- 1 可能である。その場合、「一人あたりの各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で」と規定すること。

問 19 理事又は監事の報酬等について、定款例のように別途評議員会で定めることとせず、定款において定める場合、どのように記載すべきか。(定款例第二一条関係)

(答)

- 1 評議員の報酬等と同様に総額の範囲について定めることが適当である。